

千葉県県立高等学校入学志願の特例に関する規程

(昭和49. 10. 18教育委員会教育長告示第2号)、(最終改正 平成16. 5. 28教育委員会教育長告示第5号)
(趣旨)

第1条 この告示は、県立高等学校通学区域に関する規則(昭和49年千葉県教育委員会規則第9号。以下「規則」という。)第6条の規定により、規則第5条の規定による志願の特例について必要な事項を定めるものとする。

(承認権限の委任)

第2条 千葉県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)は、規則第5条に規定する承認の権限を入学の志願を受ける高等学校の校長に委任する。

(承認に係る手続)

第3条 前条に規定する高等学校の校長の承認を受けて入学を志願しようとする者は、次の各号に掲げる書類を入学願書に添えて当該校長に提出しなければならない。ただし、隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定及び細部協定に基づき、埼玉県又は茨城県の本県隣接学区内から本県のそれぞれに隣接する学区内の高等学校を志願する場合は、この限りではない。

- (1) 当該高等学校を志願することのやむを得ない事情を証する在籍(出身)中学校長等の証明書
- (2) 入学後当該学区内から通学させる旨を証する保護者の誓約書
- (3) 千葉県公立高等学校入学者選抜実施要項に定める書類
- (4) その他当該校長が必要と認める書類

(承認の取消し)

第4条 校長は、前条の書類を提出して承認を受けた者が虚偽の方法により承認を受けたものであることが明らかになったときは、その承認を取り消すものとする。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。